

ダウンロード

○北海道教育委員会庁舎管理規則（昭和42年1月30日教育委員会規則第1号）

北海道教育委員会庁舎管理規則

昭和42年1月30日
教育委員会規則第1号

改正 昭和63年9月21日教育委員会規則第15号 平成元年3月13日教育委員会規則第3号
平成元年4月1日教育委員会規則第7号 平成6年2月24日教育委員会規則第1号
平成22年1月26日教育委員会規則第1号 平成26年3月31日教育委員会規則第5号
平成31年4月26日教育委員会規則第9号 令和元年6月25日教育委員会規則第2号
令和3年3月31日教育委員会規則第6号

北海道教育委員会庁舎管理規則をここに公布する。

北海道教育委員会庁舎管理規則

北海道教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第19号の規定に基づき、この教育委員会規則を制定する。

（趣旨）

第1条 教育委員会の使用する庁舎の管理に関しては、別に定めがあるもののほか、この教育委員会規則の定めるところによる。

（庁舎管理者）

第2条 教育委員会の使用する庁舎（本庁において使用する室及び主として使用する廊下等並びに教育局において使用する室又は主として使用する廊下等を総称する。以下同じ。）に庁舎管理者を置き、教育長をもって充てる。

（庁舎管理者の責務）

第3条 庁舎管理者は、庁舎について、次の各号に掲げる事項の総括処理に当たるものとする。

- （1） 秩序の維持に関すること。
- （2） 火災、盗難その他災害の防止に関すること。
- （3） 清掃及び整頓に関すること。

（職員の協力）

第4条 職員は、庁舎の保全及び庁舎における秩序の維持について積極的に協力しなければならない。

（許可を要する行為）

第5条 何人も、庁舎においては、あらかじめ、庁舎管理者の許可を受けた場合を除くほか、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 物品を販売し、寄附金等を募集し、又はその他これらに類する行為をすること。
- （2） 文書、図画その他印刷物を配布し、又は散布すること。
- （3） 貼り紙、立看板、懸垂幕、標旗、のぼり、アドバルーン等を掲示し、又は掲揚すること。
- （4） 宣伝、勧誘、演説、演劇、集会等をすること。
- （5） 作業又は工事をすること。
- （6） 危険物を持ち込むこと。

（許可の申請）

第6条 前条の許可を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書を庁舎管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の申請書は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

（許可の基準等）

第7条 庁舎管理者は、第5条の許可の申請に係る使用又は行為が次の各号のいずれかに該当するときは、これらの許可をしてはならない。

- （1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

- (2) 庁舎の美観を害するおそれがあるとき。
- (3) その他庁舎の管理上の支障があるとき。

2 庁舎管理者は、第5条の許可をするに当たって必要と認めるときは、条件を付することができる。
(許可証)

第8条 庁舎管理者は、第5条の規定により許可を与えたときは、当該申請書に別記第2号様式による許可証を交付しなければならない。

- 2 前項の許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る行為をする間、その許可証を携帯し、若しくは着用し、又は掲示物にはり付けなければならない。
- 3 前項の規定により許可証を携帯する者は、庁舎管理者（その職務を補助する職員を含む。第11条において同じ。）の請求があるときは、その許可証を提示しなければならない。

(禁止行為)

第9条 何人も、庁舎において、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- (1) みだりに庁舎内に入ること。
- (2) 座込み、立ち塞がり、練り歩きその他通行の妨害となる行為をすること。
- (3) 示威又はけん噪にわたる行為をすること。
- (4) 庁舎、器物等を汚損し、又は破損すること。
- (5) 面会を強要し、又は庁舎において居座ること。
- (6) 立入制限区域（庁舎管理者が立入りを制限し、又は禁止した区域をいう。）内に立ち入ること。
- (7) 所定の場所以外において、火気を使用し、又は喫煙すること。
- (8) その他庁舎の保全を害し、又は秩序を乱すような行為をすること。

(庁舎の入場制限)

第10条 庁舎管理者は、請願、陳情、参観その他の共通の目的で多数の者が庁舎に入り、又は入ろうとする場合において、庁舎における混雑の防止又は秩序の保全上必要があると認めるときは、入場人員を制限し、又は入った者の全員若しくは一部の人員の退場を求めることができる。

(質問)

第11条 庁舎管理者は、庁舎に既に立ち入り、又は立ち入ろうとする者に対し、庁舎の保全又は庁舎における秩序の維持のために必要な質問をすることができる。

(措置命令等)

第12条 庁舎管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、庁舎への立入りを拒み、又は庁舎からの立退きを求め、若しくは必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 第5条各号の行為をするにつき同項の規定による許可を受けなかった者
 - (2) 第7条第2項の規定により付された許可の条件に違反した者
 - (3) 第9条の規定による禁止行為をし、又は禁止行為をするおそれのある者
 - (4) 前条の規定による質問に対して正当な理由なく答弁を拒んだ者
- 2 第5条の許可を受けた者が前項各号のいずれかに該当するときは、当該許可は取り消されたものとみなす。
- 3 第1項の規定による措置の命令により、物件の撤去を命ぜられた者が当該物件を任意に撤去しないときは、庁舎管理者は、自ら当該物件を庁舎から撤去することができる。
- 4 庁舎管理者は、第1項の規定による立退きの要求又は措置の命令を受けた者が、それらを受けた日の属する年度の翌年度の末日までに第6条の規定により第5条の許可に係る申請書を提出したときは、当該許可を与えないことができる。

(損害賠償)

第13条 庁舎管理者は、庁舎、器物等を汚損し、又は破損した者に対し、その損害を賠償させることができる。

(教育長への委任)

第14条 この教育委員会規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年9月21日教育委員会規則第15号）

(施行期日)

- 1 この教育委員会規則は、昭和63年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員会規則の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則 (平成元年3月11日教育委員会規則第3号)

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年4月1日教育委員会規則第7号抄)

(施行期日)

- 1 この教育委員会規則 (以下「新規則」という。) は、別に教育委員会規則で定める日から施行する。

附 則 (平成6年2月24日教育委員会規則第1号)

(施行期日)

- 1 この教育委員会規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この教育委員会規則の施行の際現に作成され、又は交付されているこの教育委員会規則による改正前の様式による台帳、証明書等は、この教育委員会規則による改正後の様式による台帳、証明書等とみなす。

- 3 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員会規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則 (平成22年1月26日教育委員会規則第1号抄)

- 1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (平成26年3月31日教育委員会規則第5号)

この教育委員会規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日教育委員会規則第9号)

- 1 この教育委員会規則は、平成31年5月1日から施行する。

- 2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員会規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則 (令和元年6月25日教育委員会規則第2号)

- 1 この教育委員会規則は、令和元年7月1日から施行する。

- 2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員会規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則 (令和3年3月31日教育委員会規則第6号)

(施行期日)

- 1 この教育委員会規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員会規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

別記第1号様式

(第6条関係)

別記第2号様式

(第8条関係)